

# エイブルの 月額補償プラン

エイブルの月額補償プラン(家財保険)\*は、  
賃貸住宅にお住まいの方専用の生活用動産(家財)を  
保険の対象とした火災保険で、  
ご自身の生活用動産(家財)の損害に加え、  
大家さんや第三者への賠償責任の損害を補償します。

この商品内容がお客様のご希望に沿う場合は、  
パンフレットをご覧のうえ、  
ご検討いただきますようお願いいたします。

## ABLE Monthly Plan Living Support Insurance



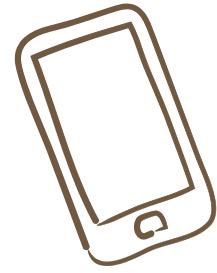
内容をご覧いただき、ご案内の補償内容がお客様のご意向と異なる場合、ご不明な場合は  
エイブルの月額補償プラン専用窓口までお問い合わせください。

\*エイブルの月額補償プラン(家財保険)は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社のリビングサポート保険です。

\*パンフレットは退去されるまで保管してください。



エイブルの月額補償プランは、保険加入手続きをスマートフォンで簡単にできます。  
スマートフォンを所有されていない方のみ、電話(自動音声応答)で 手続きをお願いします。



## スマートフォンを所有されている方

まずは動画でチェック!

1分でわかるご加入方法

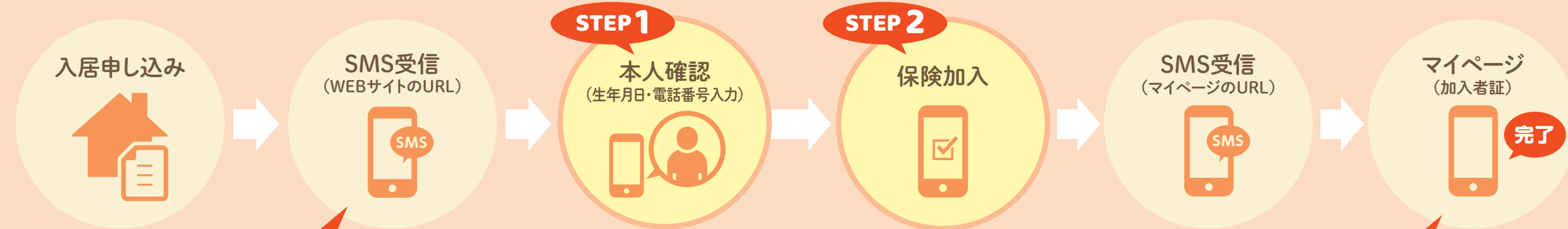


鍵渡しには保険加入が必要です  
入居前にお手続きが完了していることを、  
マイページにてご確認ください。

## お手続きの流れ

お手続き方法(詳細)は P3~4をご確認ください。

保険のご加入手続きはスマートフォンでお願いします。SMSが送信 されますので、SMSを確認のうえ、下記のお手続きをお願いします。



賃貸借契約書をお渡しする際にSMSを送信いたします。  
SMSの受信ができるよう設定をお願いします。  
※入居審査完了前にSMSが送信される場合がございます。



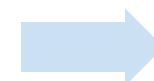
加入者証をダウンロードし、保存してください。

※法人の方は専用の書面をお渡ししますので、記載されているURLからWEBにて 手続きをお願いいたします。



## スマートフォンを所有されていない方

※SMSを利用されていない方を含みます。



お手続き方法(詳細)は P5~8をご確認ください。





## SMS受信 (WEBサイトのURL)

- SMSを確認のうえ、お手続きを開始してください。賃貸借契約書を受け取ってもSMSが届かない場合にはエイブルの月額補償プラン専用窓口までご連絡ください。
- 賃貸借契約の開始日を過ぎた場合、スマートフォンではお手続きができなくなりますので、ご注意ください。



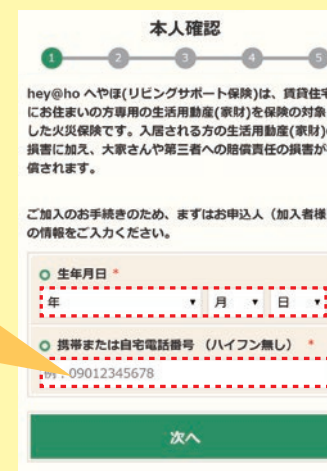
## STEP 1 本人確認

**WEBサイトのURLをタップ**  
表示されているURLをタップ  
※URLはお客様ごとに異なります。

[ドコモ・au・楽天] 0120-615-660  
[ソフトバンク] 2から始まる5桁の番号からSMSが届きます。



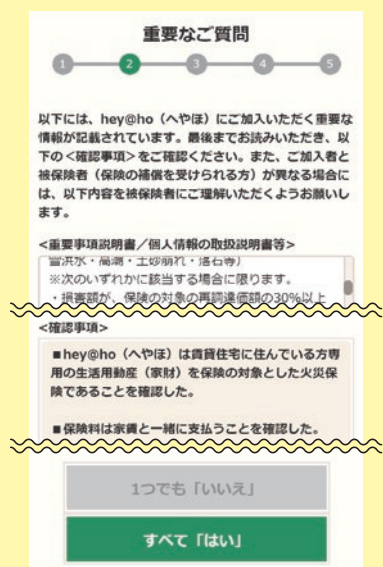
- ### 生年月日・電話番号の入力
- 生年月日をプルダウンより選択
  - 保険案内のSMSを受信された携帯電話番号を入力
  - 「次へ」をタップ



## STEP 2 保険加入

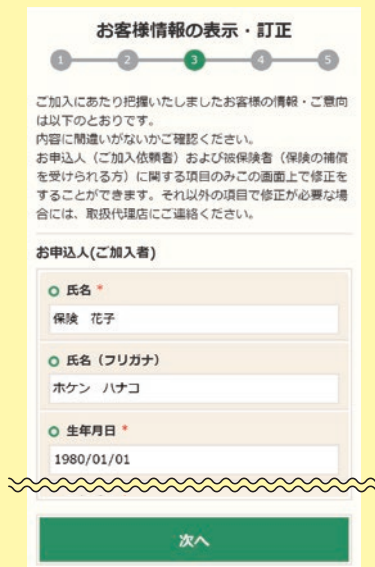


### 重要事項説明の確認



＜重要事項説明書/個人情報の取扱説明書等＞を最後までお読みいただいたうえで、「すべて「はい」」をタップ  
※確認事項に1つでも「いいえ」がある場合はこちらの保険にご加入できません。エイブルの月額補償プラン専用窓口までご相談ください。

### お客様情報の確認

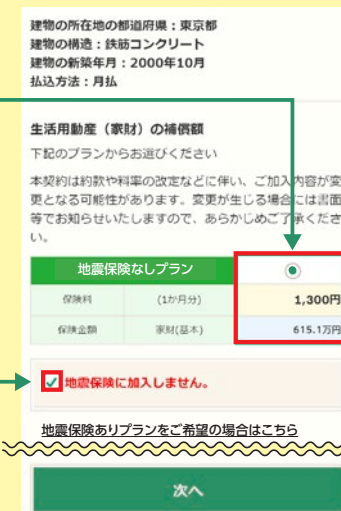


お客様情報に誤りがないか確認し、誤りが無い場合は「次へ」をタップ

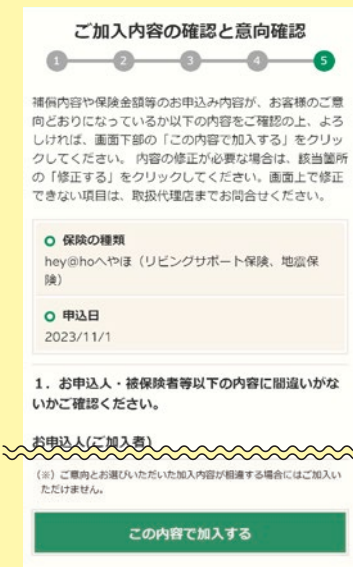
### プランの選択

地震保険なしプランをご希望の場合は、表示されているプランを選択し、「地震保険に加入しません。」にチェックのうえ、「次へ」をタップ

地震保険ありプランをご希望の場合は、「地震保険ありプランをご希望の場合はこちら」をタップし、表示されたプランを選択のうえ、「次へ」をタップ



### 意向確認

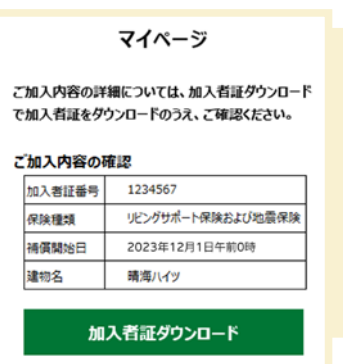


ご加入内容が意向に沿っているかご確認のうえ、「この内容で加入する」をタップ



## SMS受信 マイページにて 加入者証ダウンロード

保険のご加入手続きは完了です



STEP1と同様に本人確認後、マイページにアクセスができますので、加入者証をダウンロードし保存してください。

**重要** 鍵渡しには保険加入が必要です。入居前にお手続きが完了していることを、マイページにてご確認ください。

### STEP 1 電話する前のご準備

以下の2点についてご確認のうえ、ご加入いただく内容が意向に沿っている場合、STEP2へ進んでください。

#### ①「お手続き前のご確認事項」の確認

右ページの「お手続き前のご確認事項」をご覧ください、お客様の意向に沿っているかご確認ください。

#### ②月額保険料の確認&地震保険の選択

P7~8をご確認願います

P7~8にて、該当する月額保険料および家財保険金額(補償額)をご確認ください。

地震保険のセット有無によって家財の保険金額が変更となりますので(月額保険料は同額です)、地震保険をセットするかどうかをご選択のうえ、家財の保険金額をご確認ください。

※ご意向に沿わない場合やご不明な点がある場合、エイブルの月額補償プラン専用窓口までご連絡ください。

### STEP 2 保険加入同意受付センター(0120-637-434)へ電話

賃貸借契約書に記載された電話番号から上記フリーダイヤルへお電話ください。

[24時間、携帯電話からも受付可、通話料無料]

#### お電話の流れ ガイダンスに従って、お手続きしてください。



お電話ありがとうございます。  
こちらはジェイアイ傷害火災のリビングサポート保険加入同意受付センターです。

#### ①意向確認

##### メッセージ



お手元の書面に掲載されている「お手続き前のご確認事項」をお読みいただき、お手続きに進む場合は「1」を、お手続きに進まない場合、またはご不明な点がある場合は「9」を押してください。

▶ご加入手続きを進める場合「1」をプッシュ

#### ②地震保険選択

##### メッセージ



お手元の書面に記載の地震保険がセットされたプランにご加入される場合は「1」を、地震保険がセットされていないプランにご加入される場合は「2」を、ご加入されない場合、またはご不明な点がある場合は「9」を押してください。

▶地震保険をセットする場合「1」、地震保険をセットしない場合「2」をプッシュ



#### ご加入手続き完了

地震保険がセットされた(されていない)プランに加入することの同意を受付しました。  
お電話ありがとうございました。

\*加入者証はエイブル営業店にて配布いたします。

\*加入者証は意向確認された内容に基づいて作成されます。

パンフレットは加入者証と合わせて大切に保管くださいますようお願いいたします。

### STEP 1-①「お手続き前のご確認事項」の確認

下記の「お手続き前のご確認事項」をご覧ください、お客様の意向に沿っているかご確認ください。

#### お手続き前のご確認事項

1. 弊社(エイブル)は、貴殿(賃貸借契約者)から提出を受けた入居申込書により、賃貸住宅に必要な火災保険加入に関する意向を次のとおり把握しました。把握した意向に問題がないかご確認ください。

保険の対象	賃貸借契約書に記載された賃貸住宅戸室に収容する家財
保険の対象の所在地☆	賃貸借契約書に記載された物件所在地
保険の対象を収容する建物構造☆・新築年月	賃貸借契約書に記載された建物構造・新築年月
保険の対象の所有者	賃貸借契約書に記載された入居者
被保険者(補償を受けられる方、賠償責任保険の本人)	賃貸借契約書に記載された入居者

2. 弊社(エイブル)は、把握した意向に沿って保険契約の加入を提案します。この保険は、賃貸住宅にお住まいの方専用の生活用動産(家財)を保険の対象とした火災保険で、ご自身の生活用動産(家財)の損害に加え、大家さんや第三者への賠償責任の損害を補償します。商品内容、重要な事項等説明書およびプランは本パンフレットに記載しております。

保険金額	P7~8「電話(自動音声応答)でのお手続き方法(詳細)」に記載のとおり
補償期間	保険の対象を収容する賃貸住宅の賃貸借契約の開始時に補償を開始し、その賃貸住宅の賃貸借契約の終了時に補償は終了します
保険料払込方法	月払

上記内容が貴殿(賃貸借契約者)のご希望に沿っていることをご確認いただき、次の点に問題ないかご確認ください。

①補償の内容、保険料払込方法、保険金額(支払限度額)について、P5~8「電話(自動音声応答)でのお手続き方法(詳細)」で確認し、意向に沿っていること

②本プランと同一の補償を提供する、他の保険契約等\*(共済を含む)を契約していないこと★

③本プランの対象となる賃貸住宅が、管理会社等の変更等により本プランの対象でなくなった場合、本プランの補償は終了すること

④お申込人(加入者様)が未成年の場合、保険加入について親権者の同意を得ていること

\*住宅火災保険、住宅総合保険等をいいます。他の保険契約等がある場合、本プランには加入できません。「他の保険契約等」には、個人賠償責任、借家人賠償責任、修理費用の補償は含まれません。個人賠償責任、借家人賠償責任、修理費用の重複について、重要な事項説明書に記載されている「補償重複について」をご確認ください。

※★の項目は、告知事項、☆の項目は告知事項および通知事項です。★または☆の項目が事実と異なる場合や☆の項目に変更が生じた場合でそのお申し出がない場合は、ご加入を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

3. 重要な事項等説明書および個人情報の取扱説明書をお読みいただき、個人情報の取扱について同意することに問題ないかご確認ください。重要な事項等説明書および個人情報の取扱説明書は本パンフレットに記載しております。

4. 普通保険約款および特約が適用されることを承知の上でご加入ください。

#### お電話でお手続きされる際のご注意

##### ①賃貸借契約書に記載された電話番号以外の電話機からお電話された場合(注)

「意向確認」の前に、「本人確認」としてお客様の電話番号と生年月日の確認があります。



▶1. 賃貸借契約書に記載した「電話番号」を押し、最後に「#(シャープ)」

▶2. 生年月日「西暦から始まる8桁」を押し、最後に「#(シャープ)」

(注)非通知でお電話された場合や050で始まる電話番号を賃貸借契約書に記載されお電話された場合等も「本人確認」が必要となります。

※エラーとなりお手続きができない場合は賃貸借契約をされたエイブル営業店へお問合せください。

##### ②電話でご加入手続きができない場合

以下に該当する場合はお電話で保険加入手続きができません。ご加入手続きができないお客様は、エイブルの月額補償プラン専用窓口までご相談ください。

・保険ご加入対象のご契約が複数ある場合

・入居日を過ぎている場合

・既にWEBや電話でご加入済の場合(ご加入済みのため、連絡不要です)



## STEP 1 - ② 月額保険料の確認&地震保険の選択

月額保険料および地震保険をセットしない場合の家財保険金額(補償額)の確認

地震保険をセットする場合は右ページ参照

お住まいの賃貸物件の専有面積により、収容する家財を簡易評価し、おすすめの家財保険金額(補償額)を設定しております。  
 まずはお住まいの住居の専有面積をご確認のうえ、該当する月額保険料および家財保険金額(補償額)をご確認ください。

**1 35㎡未満の住居にお住まいの方** 月額 **880円** (家財保険金額 360.6万円)

**2 35㎡以上50㎡未満の住居にお住まいの方** 月額 **1,100円** (家財保険金額 493.9万円)

**3 50㎡以上の住居にお住まいの方** 月額 **1,250円** (家財保険金額 584.8万円)

※上記家財保険金額(補償額)は地震保険をセットしない場合の金額です。

地震保険をセットする場合は家財保険金額(補償額)が異なりますので、右ページの地震保険をセットした場合の金額をご確認ください。(月額保険料は地震保険のセット有無にかかわらず同額です。) また、セットされる主な補償内容についても下記に記載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。

### エイブルの月額補償プランにセットされる主な補償内容

[地震保険ありなし共通]

補償項目	保険金額(補償額)・支払限度額
家財(基本)	お住まいの専有面積に応じて設定されています
借家人賠償責任	1事故 2,000万円(自己負担額なし)
個人賠償責任	1事故 1億円(自己負担額なし)
修理費用	1事故 1世帯ごと 100万円(自己負担額なし)
給排水管修理費用	1事故 1世帯ごと 10万円
ドアロック交換費用	1盗難 3万円
加害事故法律相談費用	1相談1万円 1事故5万円(引受保険会社の同意を得たもの)(自己負担額なし)
臨時貸借・宿泊・引越し費用	臨時貸借・宿泊費用: 1か月20万円かつ1事故6か月限度 引越し費用: 1事故40万円

その他セットされている特約

- 借家人賠償責任総合補償特約
- 引越中の事故補償対象外特約
- 修理費用保険金総合補償特約

※こちらの特約および費用保険金はすべてセットです。



## 地震保険

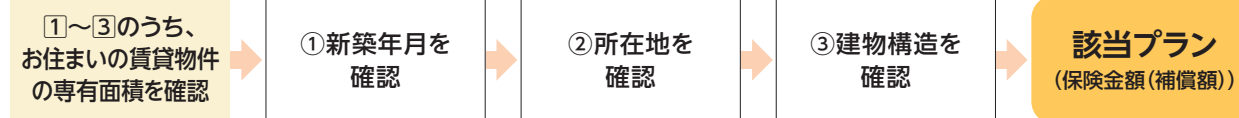
(地震保険をセットする場合のみ)

詳しくは **P10**

詳しくは **P11~12**

### 地震保険をセットした場合の家財・地震の保険金額(補償額)

地震保険をセットした場合のプラン(家財・地震の保険金額(補償額))は下記①~③によって異なります。(月額保険料は地震保険のセット有無にかかわらず同額です。)  
 お住まいの住居の専有面積(①~③から選択)の①~③を確認のうえ、該当するプラン(地震保険をセットした場合の家財・地震の保険金額(補償額))をご確認ください。



**1 専有面積 35㎡未満にお住まいの方(月額保険料880円)** ※地震保険をセットしない場合は家財保険金額 360.6万円

①新築年月を確認	昭和56年6月以降の物件(*1)				昭和56年5月以前の物件			
	滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知		滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知	
②所在地を確認	滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知		滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知	
③建物構造(*2)を確認	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
該当プラン(保険金額(補償額))	家財 306.0万円 地震 102.8万円	家財 324.2万円 地震 116.5万円	家財 275.7万円 地震 92.1万円	家財 306.0万円 地震 107.6万円	家財 299.9万円 地震 102.5万円	家財 324.2万円 地震 105.5万円	家財 269.6万円 地震 89.3万円	家財 299.9万円 地震 106.8万円

**2 専有面積 35㎡以上50㎡未満にお住まいの方(月額保険料1,100円)** ※地震保険をセットしない場合は家財保険金額 493.9万円

①新築年月を確認	昭和56年6月以降の物件(*1)				昭和56年5月以前の物件			
	滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知		滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知	
②所在地を確認	滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知		滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知	
③建物構造(*2)を確認	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
該当プラン(保険金額(補償額))	家財 415.1万円 地震 148.6万円	家財 439.3万円 地震 161.3万円	家財 372.7万円 地震 133.0万円	家財 421.2万円 地震 141.6万円	家財 409.0万円 地震 144.7万円	家財 439.3万円 地震 154.1万円	家財 366.6万円 地震 126.2万円	家財 415.1万円 地震 137.3万円

**3 専有面積 50㎡以上にお住まいの方(月額保険料1,250円)** ※地震保険をセットしない場合は家財保険金額 584.8万円

①新築年月を確認	昭和56年6月以降の物件(*1)				昭和56年5月以前の物件			
	滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知		滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知	
②所在地を確認	滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知		滋賀・兵庫・京都・奈良・岐阜		大阪・愛知	
③建物構造(*2)を確認	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
該当プラン(保険金額(補償額))	家財 493.9万円 地震 172.3万円	家財 524.2万円 地震 179.2万円	家財 445.4万円 地震 154.1万円	家財 493.9万円 地震 169.9万円	家財 487.8万円 地震 171.4万円	家財 524.2万円 地震 170.3万円	家財 433.3万円 地震 150.8万円	家財 487.8万円 地震 167.8万円

(\*1) 昭和56年6月以降の物件には、建築年割引10%が適用されています。そのほか家財を収容する建物の耐震性能等により地震保険の各割引を適用できる場合があります。P12「地震保険の割引制度について」をご確認ください。

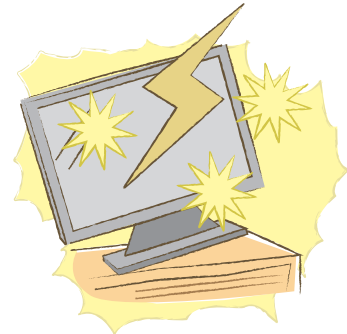
(\*2) 建物構造とは、「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった柱の種類に注目して判断します。木造とは柱の種類が木造のものです。ただし、柱が木造でも建築基準法に定める「耐火建築物」、「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものは非木造となりますので、該当する場合は、エイブルの月額補償プラン専用窓口までご連絡ください。

非木造とは軽量鉄骨、鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート、鉄骨、プレキャストコンクリート、鉄筋ブロック、重量鉄骨、RC一部S造等をいいます。

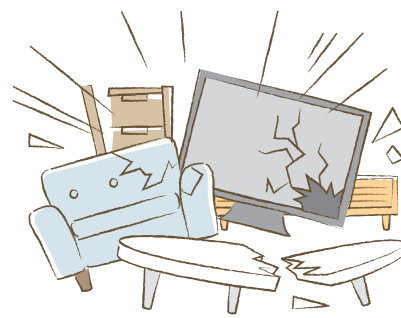
# エイブルの月額補償プランの補償内容



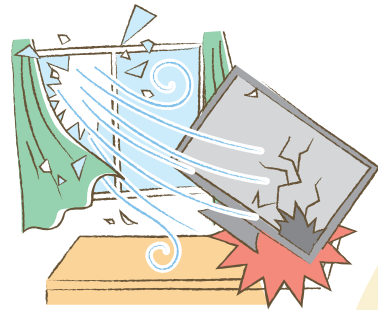
火災



落雷



破裂・爆発

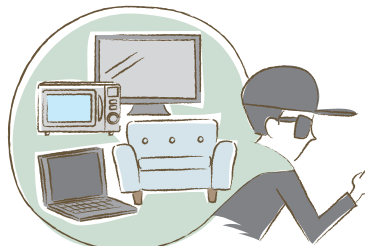


風災・雹災  
雪災

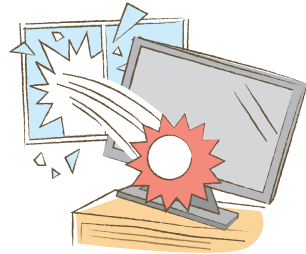
## 家財の補償



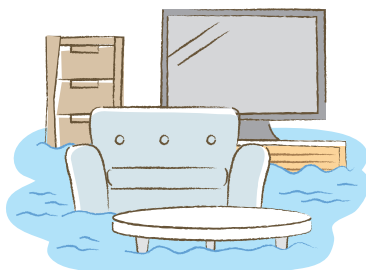
給排水設備や  
他の戸室の事故  
による水濡れ



盗難



住宅外部からの  
物体の落下・飛来・衝突



水災



騒擾・労働争議に伴う  
暴力行為・破壊行為



上記以外の不測かつ  
突発的な事故(破損・汚損等)

※自己負担額3万円

上記の補償については、個別に自己負担額や限度額を有するものまたは支払条件があるものがあります。詳しくはP15~17をご参照ください。

## 費用の補償

※こちらの特約および費用保険金はすべてセットです。

### 給排水管修理費用

給排水管の凍結による損壊等の場合、給排水管修理費用を補償

### ドアロック交換費用

日本国内で住宅のドアのかぎが盗難された場合、ドアロック交換費用を補償

### 加害事故法律相談費用

日本国内で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任について弁護士に相談した場合、法律相談費用を補償

### 臨時賃借・宿泊・引越し費用

対象となる事故により住宅の損害が半損以上となった場合に臨時賃借・宿泊費用および引越し費用を補償

### その他費用

- 修理費用保険金
- 臨時費用保険金
- 残存物取片づけ費用保険金
- 失火見舞費用保険金
- 地震火災費用保険金
- 損害防止費用

## 賠償責任の補償

### 借家人賠償 責任保険

#### 大家さんへの賠償責任を幅広く補償

入居者(被保険者)の過失に起因する偶然な事故により、借りているお部屋や建物に損害を与え、その住宅の貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金等を補償

[1回の事故につき2,000万円限度(自己負担額なし)]

### 個人賠償 責任保険

#### 日常生活での賠償責任を補償

借用住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償

[1回の事故につき1億円限度(自己負担額なし)]

### 示談代行 サービス付き

日本国内における賠償責任に関する事故については、保険会社が示談代行を行い、事故の解決にあたる「示談代行サービス」がご利用いただけます。ただし、以下の場合にはご利用いただけません。

- 事故の相手方が保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- 法律上の損害賠償責任の総額が支払限度額を超える場合
- 被保険者が保険会社への協力に同意しない場合

…など

※賠償責任保険の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方となります。なお、「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ④ ①から③までに該当しない本人の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。)



## セットをおすすめ地震保険

地震・噴火・津波を原因とする家財の損害を補償



詳しくは  
P11~12



# 地震保険 をセットして、さらに安心を追加!



ご注意

「地震保険」がセットされていないご契約では、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こった時は保険金をお支払いしません。  
地震等による損害については、「地震保険」をセットする必要があります。

## 地震・噴火・津波を原因とする家財の損害を補償します!!



火災



埋没



損壊



流失

※居住用建物に収容されている家財を対象とし、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災(および延焼・拡大損害)・損壊・埋没・流失によって、家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。  
※地震保険金額は家財保険金額の30%~50%の範囲で設定します。ただし1,000万円が限度となります。

### お支払いする地震保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします。(「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	家財の損害の程度	お支払いする保険金 (時価額を基準)
全損	家財の損害額が家財の時価の 80%以上	地震保険のご加入額の 100% (時価限度)
大半損	家財の損害額が家財の時価の 60%以上 80%未満	地震保険のご加入額の 60% (時価の60%限度)
小半損	家財の損害額が家財の時価の 30%以上 60%未満	地震保険のご加入額の 30% (時価の30%限度)
一部損	家財の損害額が家財の時価の 10%以上 30%未満	地震保険のご加入額の 5% (時価の5%限度)

(注) 地震保険金は時価額でのお支払いとなります。時価額とは、同一程度のもを再取得するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた額をいいます。

### 〈地震保険の対象とならないもの〉

- 通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手、その他これらに類する物
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 貴金属・宝石・書画・骨董(こつとう)等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本・設計書・図案、その他これらに類する物

### 〈地震保険金をお支払いできない主な例〉

- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際における紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害



大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重の地震防災対策強化地域内に所在する家財については地震保険にご加入いただけません。

※「地震保険料控除」について

2007年(平成19年)1月より「地震保険料控除」が創設されており、所得税、住民税に適用されます。

地震保険  
保険料の  
算出に必要

### 家財を収容する建物の構造について



※適用には条件があります。詳しくは以下の「地震保険の割引制度について」をご参照ください。

### ■構造級別の判定基準について

構造級別は、家財を収容する建物の柱の種類で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。

柱の種類・耐火性能区分	物件種別 (建物種類)	構造区分	構造級別	
			家財の保険	地震保険
●コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造、耐火被覆鉄骨造 ●耐火建築物(※1)	住宅物件(共同住宅)	マンション構造	M構造	I構造
	住宅物件(一戸建)	耐火構造・準耐火構造等	T構造	
●鉄骨造 ●準耐火建築物(※2) ●省令準耐火建物	住宅物件			
上記以外	住宅物件	非耐火構造	H構造	□構造

(※1)「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」は「耐火建築物」に含みます。

(※2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」は「準耐火建築物」に含みます。

### ■地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。昭和56年6月以降の物件には、建築年割引10%が適用されていますので、お客様から確認書類のご提出は不要です。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	1981年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

## ■家財を収容する建物の構造のご確認

- エイブルの月額補償プランは、保険の対象になる家財を収容する建物の所在地、建物の構造に関係なく、全国一律の保険料率を採用しております。

※地震保険をセットされた場合、地震保険部分は建物の所在地、建物の構造によって保険料率が異なります。

## ■家財の評価（保険金額の設定）について

- エイブルの月額補償プランは、新価（再調達価額）基準の実損払いで保険金をお支払いいたします。
- エイブルの月額補償プランは、お住まいの賃貸物件の専有面積により、収容する家財を簡易評価し、おすすめの家財保険金額を設定しております。

保険の対象である家財の評価額の算出につきましては、下表（家財（新価基準）標準簡易評価表）をご参照ください。

※エイブルの月額補償プランはあらかじめ設定された型のみ販売となります。

### <参考> 家財（新価基準）標準簡易評価表 （→再取得費用の算出ができない場合ご参照ください。）

借戸室の広さ （専有面積）	35㎡未満	35㎡以上50㎡未満	50㎡以上
参考間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK 2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK 4K、4DK、4LDK
家財の再取得 価額の目安	200万円～ 500万円	250万円～ 800万円	300万円～ 1,000万円

（2021年8月作成）

## エイブルの月額補償プランは [新価実損払い]です!!

$$\text{新価} = \text{再調達価額} = (\text{同等の物を新たに購入するのに必要な金額})$$

エイブルの月額補償プランは **再調達価額** 基準で、保険金額を限度として

実際の損害額をお支払い **実損払い** しますので、

保険金で同等の家財を **再購入** できます。

※貴金属等は市場流通価額（その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。）基準となります。ただし、1個または1組の損害の額が市場流通価額基準で30万円を超える損害が生じた場合、損害額を30万円とみなして保険金を支払います。（実際の損害額のうち30万円を超える部分に対しては保険金は支払われません。）  
※修理可能な場合は修理費用を、修理不能な場合は再購入できる費用をお支払いします。

エイブルの月額補償プラン（正式名称：リビングサポート保険。以下「リビングサポート保険」といいます。）は、保険契約者を株式会社エイブル（以下「エイブル」といいます。）、被保険者を入居者、引受保険会社をジェイアイ傷害火災保険株式会社（以下「弊社」といいます。）とするリビングサポート保険の総括契約です。

本書面にはエイブルの月額補償プラン（リビングサポート保険）ご加入にあたっての「特に重要なお知らせ」が記載されております。「契約概要」には、保険商品の内容をご理解いただくための事項、「注意喚起情報」には、ご加入者にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

●この書面はご加入に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細については「約款」に記載しています。「約款」はエイブルの月額補償プラン専用窓口までご請求いただくか、弊社HP（<https://www.jihoken.co.jp>）をご覧ください。

●「ご加入された管理会社総括契約の保険期間」は保険終期日が到来しましたら、保険終期日から1年間が総括契約の新たな保険期間となり、以後毎年これに準じて、保険期間が変更となります。**商品改定などがある場合、ご加入されている契約の新たな保険始期日より、ご加入の内容が変更となる場合があります。**補償の概要・重要事項説明および約款については、各年の保険始期日の属するものをご確認ください。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご加入に際して、ご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

\*ご加入者と被保険者が異なる場合は、本書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

<用語のご説明> 主な用語をご説明しております。

約 款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の 対象（者） 等	保険契約者	弊社とリビングサポート保険総括契約の締結をした賃貸物件管理会社をいいます。
	ご加入者	保険契約者に補償の申込みをされる方をいいます。
	被保険者	この保険により補償を受けられる方をいいます。
	保険の対象	この保険により補償される物をいいます。この保険では生活用動産（以下「家財」といいます。）となります。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金額をいいます。
	自己負担額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
保険金額	保険金額	この保険により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	ご加入者をご加入内容に基づいて払い込むべき金額をいいます。
その他	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた金額をいいます。
	他の保険契約等	この保険と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	親族 配偶者	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

## 1. ご加入前におけるご確認事項

### (1) 商品の名称、仕組み

#### ① 商品の名称 **契約概要**

エイブルの月額補償プラン（リビングサポート保険）

#### ② 商品の仕組み **契約概要**

補償される内容は次のとおりです。

家財の 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災、落雷、破裂、爆発</li> <li>●漏水、放水、溢（いっ）水による水濡れ</li> <li>●水災（洪水、床上浸水）</li> <li>●風災、雹（ひょう）災、雪災</li> <li>●騒擾（じょう）、労働争議</li> <li>●物体の落下、飛来、衝突</li> <li>●盗難</li> <li>●その他不測かつ突発的な事故</li> </ul>	+	(セットをご希望の場合) 地震保険
費用の 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨時費用</li> <li>●残存物取片づけ費用</li> <li>●失火見舞費用</li> <li>●地震火災費用</li> <li>●損害防止費用</li> <li>●修理費用</li> <li>●給排水管修理費用</li> <li>●ドアロック交換費用</li> <li>●加害事故法律相談費用</li> <li>●修理費用（総合補償）</li> <li>●臨時賃借・宿泊・引越し費用</li> </ul>	+	
賠償責任の 補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家人賠償責任</li> <li>●個人賠償責任</li> <li>●借家人賠償責任（総合補償）</li> </ul>	+	



## (2) 基本となる補償、費用・賠償損害保険金、保険の対象および保険金額の設定方法等

### 1 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

損害保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発	●実際の損害額（再調達価額） 家財のご契約金額（ご契約金額が再調達価額を超える場合は再調達価額）が限度（⑩の場合も同様とします。） ※保険の対象が貴金属、宝石、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品の場合、市場流通価額基準によります。 （⑩の場合も同様とします。） ・損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ・1個または1組の損害額が市場流通価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。	(1) 次の事由に起因する損害については損害保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為 ●保険の対象の置き忘れ、紛失 ●事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ●保険の対象が屋外にある間に生じた盗難（宅配ボックス等または宅配物に生じた盗難は除きます。） ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他これらに類似の事変または暴動 ●地震、噴火、津波（地震火災費用保険金は支払われます。） ※別途、地震保険でこれらの損害を補償できます。 ●核燃料物質もしくは核燃料物質等による事故 など
④台風・竜巻・暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災、雪災（融雪洪水、除雪作業による事故等を除きます。） ※吹込みによる損害は、住宅の外側の部分（窓など）が風災・雹（ひょう）災・雪災によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込んだために生じた損害に限ります。	【通貨・小切手・切手・印紙】 1回の事故につき1世帯ごとに20万円限度。 ※盗難の場合のみお支払いの対象となります。  【預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード】 1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度。 ※盗難の場合のみお支払いの対象となります。  【乗車券等】 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券を除きます。）、宿泊券、観光券、旅行券。1回の事故につき1世帯ごとに5万円限度。 ※盗難の場合のみお支払いの対象となります。	(2) 次の損害および次によって生じた損害については損害保険金をお支払いしません。 （左記①～⑩の事故が生じた場合には、次に該当する損害に限り保険金をお支払いしません。） ●保険の対象の欠陥 ●自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害、その他類似の損害 ●ねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 など
⑤住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等		(3) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、損害保険金をお支払いいたしません。
⑥給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水濡れ		(4) (1)～(3)に加え次の事由に起因する左記⑩の事故による損害保険金はお支払いしません。 ●差押え、没収、破壊等、国・公共団体の公権力の行使 ●加工、修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害 ●電気的事故、機械的事故 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、移動、隆起 ●電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害 ●磁気テープ、磁気ディスク等により記録された情報に生じた損害 ●義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するものに生じた損害 ●スマートフォン、タブレット端末、ノート型パソコン、携帯ゲーム機等の移動体通信端末機器および携帯型電子機器ならびにこれら付属品に生じた損害 ●ラジコン模型および付属品の損害 ●ヨット、モーターボート、水上オートバイ等に生じた損害 ●サーフボード、ウインドサーフィン、スノーボード等およびこれらの付属品に生じた損害 ●動物または植物に生じた損害 など
⑦騒擾（じょう）等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為		
⑧盗難（盗難による損傷、汚損を含みます。） ※通貨・預貯金証書等については、保険の対象には含まれませんが、加入者証記載の住宅内で発生した盗難の場合のみ、お支払い対象となります。 ※預貯金証書、キャッシュカード、デビットカードの盗難の場合は、実際に口座より現金が引き出されたとき、小切手の場合は支払金融機関による支払いがなされたときのみお支払い対象となります。		
⑨水災（台風、暴風雨、豪雨による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等） ※次のいずれかに該当する場合があります。 ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上の場合 ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合		
⑩ (①～⑨以外の) その他不測かつ突発的な事故	●実際の損害額（再調達価額） 自己負担額3万円	

### 2 費用保険金 契約概要 注意喚起情報

費用保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
修理費用保険金	「①基本となる補償①～⑧の事故」で、加入者証記載の住宅を修理した場合。	●実費 1事故1世帯ごとに支払限度額100万円、自己負担額なし	次の事由に起因する損害については、修理費用保険金をお支払いしません。 ●住宅の欠陥、自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ●平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷・汚損 など
臨時費用保険金	「①基本となる補償①～⑦の事故」で、損害保険金支払いの対象となる場合。	●損害保険金の30% 1事故1世帯ごとに100万円限度	次の事由に起因する損害については、費用保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●保険の対象の置き忘れ、紛失 ●事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ●保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 など
残存物取片づけ費用保険金	「①基本となる補償①～⑧（通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。）、⑨、⑩の事故」で、損害保険金支払いの対象となる場合。	●実費 損害保険金の10%限度	
失火見舞費用保険金	「①基本となる補償①、③の事故」で、損害保険金支払いの対象となる場合で、第三者の所有物に損害が生じたとき。	●1被災世帯50万円×被災世帯数の総額 1事故につき保険金額の20%限度	
地震火災費用保険金	地震、噴火、津波による火災損害により、保険の対象を収容する住宅が半焼以上、または、保険の対象が全焼となった場合。 ※貴金属等は保険の対象に含めません。	●保険金額の5% 1事故1世帯ごとに300万円限度	
損害防止費用	「①基本となる補償①～③の事故」で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用（消火活動のための消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用等）を支出した場合。	●実費	次の事由に起因する損害については、損害防止費用をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

### 3 賠償損害保険金（示談代行あり） 契約概要 注意喚起情報

賠償損害保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（日本国内のみ）	加入者証記載の住宅の所有・使用・管理または被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故による他人の身体障害または財物損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	●損害賠償金 ●争訟費用 ●損害防止費用 ●緊急措置費用 ●協力費用 ●権利保全費用	(1) 次の事由に起因する賠償損害保険金はお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族に対する損害賠償責任 ●使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合その約定によって加重された損害賠償責任 ●引渡し後に発見された加入者証記載の住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
借家人賠償責任	火災、破裂、爆発等により、加入者証記載の住宅が、損害を受け、被保険者がその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。		(2) 次に掲げる損害に対しては、賠償損害保険金はお支払いいたしません。 ●住宅の欠陥 ●自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ●平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷・汚損 など

### 4 お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

対象となる事故により保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	支払保険金の額
家財	$\text{損害保険金} = \text{損害額（再調達価額）}$ <p>なお、「①基本となる補償⑩」の不測かつ突発的な事故の場合は、以下のとおりとなります。</p> $\text{損害保険金} = \text{損害額（再調達価額）} - \text{自己負担額3万円}$ <p>*ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額が限度となります。また修理が可能な場合は、修理にかかる費用となります。</p>



## 5 主な特約の概要 契約概要

この保険には、次の特約がセットされます。詳細につきましては、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

特約名	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
給排水管修理費用補償特約	給排水管の凍結による損壊や、給排水設備の目詰まりで被保険者の家財に損害が生じて損害保険金が支払われる場合等に、給排水管修理費用(実費)を1事故1世帯ごとに10万円を限度にお支払いします。	次の事由に起因する費用については保険金はお支払いしません。 ●給排水管または給排水設備の欠陥によって生じた損害 ●次の損害および次の事由に起因する損害 ・給排水管もしくは給排水設備の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、その他類似の損害 ・ねずみ食い、虫食い ●平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷・汚損 など
ドアロック交換費用補償特約	日本国内で住宅のドアのかぎが盗難(紛失は除きます。)された場合に、ドアロック交換費用(実費)を1盗難3万円を限度にお支払いします。	次の事由に起因する費用については保険金はお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族、被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子の行ったまたは加担した犯罪行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた費用 など
加害事故法律相談費用補償特約	日本国内において日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合に法律上の損害賠償責任について弁護士に相談したとき、法律相談料(実費)を1相談1万円、1事故5万円を限度にお支払いします(弊社の同意を得たものに限り)。自己負担額なし。	次の事由に起因する費用については保険金はお支払いしません。 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族に対する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
修理費用保険金総合補償特約	基本補償の修理費用について、補償を拡大・変更する特約で、偶然な事故により加入者証記載の住宅が損害を受け、大家さん(貸主)との契約に基づきその住宅を修理した場合に、修理費用を1事故1世帯ごとに100万円を限度にお支払いします。	②費用保険金の修理費用保険金、③賠償損害保険金の保険金をお支払いできない主な場合に加え、次の損害については保険金はお支払いしません。 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害 ●住宅に対する加工、修理等の作業における作業上の過失または技術の拙劣による損害 ●電気的・機械的事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●土地の沈下、移動または隆起による損害 ●電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これら類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 など
借家人賠償責任総合補償特約	基本補償の借家人賠償責任について、補償を拡大・変更する特約で、偶然な事故により加入者証記載の住宅が損害を受け、被保険者がその住宅の大家さん(貸主)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。	●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他これらに類似の事変または暴動 ●地震、噴火、津波 ●核燃料物質もしくは核燃料物質等による事故 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害 ●住宅に対する加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣による損害 ●電気的・機械的事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●土地の沈下、移動または隆起による損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これら類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 ●住宅の欠陥 ●自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ●平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷・汚損 など
臨時賃借・宿泊・引越し費用補償特約	「①基本となる補償①～⑩の事故(通貨、預貯金証書等の盗難は除きます。)」で、住宅の損害が半損(※)以上となったために、臨時に賃貸住宅を賃借した場合、宿泊施設を利用した場合または引越した場合には、臨時賃借・宿泊費用保険金を1か月20万円かつ1事故6か月を限度、引越し費用保険金を1事故40万円を限度にお支払いします。 (※)以下のいずれかの損害をいいます。 ・住宅の主要構造部の損害の額がその住宅の再調達価額の20%以上である損害 ・住宅の損害を被った部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上である損害 ・保険の対象に生じた損害の額がその保険の対象の再調達価額の30%以上である損害	次の事由に起因する損害については損害保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他これらに類似の事変または暴動 ●地震、噴火、津波 ●核燃料物質もしくは核燃料物質等による事故 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害 ●住宅に対する加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣による損害 ●電気的・機械的事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●土地の沈下、移動または隆起による損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これら類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 ●住宅の欠陥 ●自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ●平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷・汚損 など

## 6 保険の対象 契約概要

この保険の対象は、住宅に収容されている生活用動産、宅配ボックス等または宅配物で被保険者が所有するものです。被保険者が住宅の所有者でない場合、被保険者が所有する次の物は保険の対象に含まれます。

・畳、建具、住宅に付加された電気、ガス、給排水、冷房・暖房等の付属設備

次のものは、保険の対象には含まれませんのでご注意ください。(主なもの)

【自動車・バイク(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)、【通貨、小切手、有価証券】等、【稿本、設計書】等、【商品、営業用什器・備品その他これらに類する物】

## 7 保険金額の設定 契約概要

お住まいの賃貸物件の専有面積により、収容する家財を簡易評価し、おすすめの家財保険金額(補償額)を設定しております。なお、入居者様が実際にご加入する保険金額については、【意向確認】画面、P7～8をご参照ください。

## 8 補償期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 補償の開始: 賃貸借契約始期日(もしくは保険契約者であるエイブルが設定した日)の午前0時またはご加入のお手続きが完了した日の翌日午前0時のいずれか遅い時
  - 補償の終了: ご加入される賃貸物件管理会社総括契約の保険終期日の午前0時(ただし、ご加入者または保険契約者であるエイブルから別段の意思表示がない限り、補償は継続されます。)
- ※賃貸借契約を解約される(転居される)場合、ご加入者をご加入を解約される場合、または保険契約者であるエイブルと弊社との間のリビングサポート保険総括契約が終了する場合、または当該物件が保険契約者であるエイブルの管理の対象外となる場合は、この保険の補償が終了となります。

## (3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### 1 保険料決定の仕組み 契約概要

●この保険の保険料は、全国一律の料率となっており、保険金額によって決定されます(ただし、地震保険は除きます。)。また、実際にご加入いただく保険料につきましては、【意向確認】画面、P7～8にてご確認ください。なお、本契約はご加入月および退去月の保険料を日割で計算します。

### 2 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

この保険の保険料は、毎月の家賃等と一緒にエイブルへお支払いいただきます。

## (4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

## (5) 地震保険の取扱い

### 1 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、エイブルの月額補償プラン(以下「主契約」といいます。)とあわせてご加入ください。地震保険を単独でご加入することはできません。地震保険のご加入を希望されない場合には、【プラン選択】画面において「地震保険に加入しません。」、または電話(自動音声応答)で2番をプッシュしてください。

### 2 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の全額(時価額を限度とします。)
大半損	地震保険金額の60%(時価額の60%を限度とします。)
小半損	地震保険金額の30%(時価額の30%を限度とします。)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%を限度とします。)

上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳しくは「約款」などをご確認ください。

※1回の地震等(注)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2023年4月現在)

お支払いする保険金 = 算出された保険金の額 × (12兆円 / 算出された保険金の総額)  
(注) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。



## ③ 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。(主契約の保険の対象に含まれている場合であっても、地震保険では対象となりません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝飾品、美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

など

また、家財が地震により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## ④ 補償期間 **契約概要**

前記(2)⑧に定める主契約の補償期間に合わせた補償期間の設定となります。

## ⑤ 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) **契約概要**

- 主契約にセットする地震保険の保険の対象は「家財」となります。
- 主契約の家財の保険金額の30%～50%の範囲の設定となります。ただし、1,000万円が限度となります。また、すでに他の地震保険契約があって追加加入する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加加入の限度額となります。保険料は、保険金額のほかに建物の所在地(都道府県)、構造により異なります。また、建物の耐震性能に応じた耐震等級割引、建物の建築年による建築年割引、建物が免震建築物であることによる免震建築物割引および建物が耐震基準を満たすことによる耐震診断割引があります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規加入または保険金額の増額加入はお引受けできませんのでご注意ください。

## ⑥ 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はございません。

# 2. ご加入時におけるご注意事項

## (1) 告知義務 **注意喚起情報** (ご加入内容確認時またはお手続き前のご確認事項の記載上の注意事項)

ご加入者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、【意向確認】画面またはお手続き前のご確認事項で★または☆印を付した項目が該当します。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。【意向確認】画面またはお手続き前のご確認事項の記載内容を必ずご確認ください。

- 【告知事項】**
- ① 保険の対象の所在地
  - ② 家財を収容する住宅の構造、用法
  - ③ 同種の損害を補償する他の保険契約等(共済契約を含みます。)の有無

## (2) クーリング・オフ **注意喚起情報**

この保険は、クーリング・オフの対象とはなりません。

## (3) 補償重複について **注意喚起情報**

以下の①～③の補償については、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。(注)

(注) 1 契約のみで以下の①～③の補償をする場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な補償>

この保険に含まれる補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 個人賠償責任補償	自動車保険、家庭用火災保険、傷害保険、医療保険の個人賠償責任補償特約 など
② 借家人賠償責任補償	家庭用火災保険、傷害保険の借家人賠償責任補償特約 など
③ 修理費用補償	家庭用火災保険、傷害保険の修理費用補償特約 など

# 3. ご加入後におけるご注意事項

## (1) 通知義務 **注意喚起情報**

ご加入後、次の事実が発生した場合には、遅滞なくエイブルの月額補償プラン専用窓口にご通知ください。ご通知がない場合、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

**【通知事項】** 【意向確認】画面またはお手続き前のご確認事項で☆印を付した項目が該当します。

- ① 家財を収容する住宅を改築または増築した場合
- ② 家財を収容する住宅の構造、用法を変更した場合(空家になる場合を含みます。)
- ③ 保険の対象である家財を他の場所に移転した場合

など

上記の他に、保険の対象を譲渡する場合や被保険者が保険の対象を譲渡する場合で、あわせてご加入者が保険契約に適用される権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させる場合には、ご通知ください。

●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご加入を解約いただくか、弊社からご加入を解除します。この場合において、弊社の取扱う他の商品でお引受けできるときは、ご加入を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 住宅が居住の用に供されるものでなくなった場合

●ご加入後、次の事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。遅滞なくエイブルの月額補償プラン専用窓口にご通知ください。

- ① ご加入者の住所を変更した場合
- ② ご加入後に家財の価額が著しく減少した場合

など

## (2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険を解約される場合、速やかにお申し出ください。なお、この保険には、解約返戻金はございません。

## (3) 重大な事由による解除について **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する場合には、ご加入者に対する書面による通知をもって、ご加入を解除することがあります。なお、弊社が「重大な事由」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合や、生じさせようとした場合
- 保険金の請求について、詐欺を行った場合や、行おうとした場合
- 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合

など

## ＜この保険に関するお問い合わせはエイブルの月額補償プラン専用窓口または下記へ＞

※ご連絡いただく際には、エイブルの月額補償プランの件である旨をお伝えください。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

東日本サービスセンター：0120-385-550【営業時間 平日9:00～17:00（土日祝日除く）】

## ＜万一、事故が起こった場合は＞

保険金請求に関するお問い合わせはジェイアイ傷害火災保険株式会社

●インターネット事故受付フォーム <https://www.jihoken.co.jp/saa/>

(マイページまたは弊社HPからもアクセスできます。)

※URLは、予告なく変更になることがあります。弊社ウェブサイトをご確認ください。

●事故受付センター【24時間受付】フリーダイヤル：0120-399061



## ＜保険会社の対応に不満がある場合等＞

### 指定紛争解決機関 注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808（ナビダイヤル\*1）

\*1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。なお、ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは03-4332-5241\*2をご利用ください。

\*2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。）（いずれの番号も所定の通話料がかかります。）

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/>）

## ＜ご注意＞

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てすぐ住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または弊社にご相談ください。

トラブルがあった場合には、消費者ホットライン（188番）にご相談ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>）

## 個人情報の取扱説明書

### 【個人情報の取扱いについて】

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

#### 1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6) 上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

#### 2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

#### 3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合（詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。）
- (6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

#### 4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。ホームページアドレス：<https://www.jihoken.co.jp/>お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 必ずご覧ください

- エイブルの月額補償プラン（以下本プラン）は、保険契約者を株式会社エイブル（以下エイブル）、被保険者を同居者、引受保険会社をジェイアイ傷害火災保険株式会社（以下ジェイアイ傷害火災保険）とするリビングサポート保険の総括契約です。
- 本プランへご加入手続きをいただくことにより、エイブルの管理物件への入居期間中の補償が有効となりますが、以下に該当した場合、補償が終了となります。
  - ① 賃貸借契約を解約される場合
  - ② 当該物件の管理がエイブルから他社に変更となる場合（保険のご案内が必要な方はエイブルの月額補償プラン専用窓口までご連絡ください。）
  - ③ 保険契約者であるエイブルとジェイアイ傷害火災保険との間のリビングサポート保険総括契約が終了する場合
  - ④ ご加入者が本プランをご解約される場合
- 本プランでは、パンフレットの重要な事項等説明書、保険契約者からご加入者に交付する加入者証などに記載されている「保険料」は「保険料相当額」に読み替えます。
- 本プランの保険証券は保険契約者であるエイブルが保管し、ご加入者には加入者証が発行されます。なお、保険料領収証は保険契約者であるエイブルへ発行し、個別にご加入者へ保険料領収証は発行いたしません。

- 本プランは、世帯が生活を営んでいる建物内の生活用動産（家財）を保険の対象としています。（生活を営んでいない単なる事務所や店舗などはこの保険ではご加入いただけません。）
- 本プランは、保険加入手続きをスマートフォンまたは電話（自動音声応答）で簡単に行えます。法人の方はエイブル営業店へご相談ください。
- ご加入に際しましては、重要な事項等説明書を必ずご一読の上、内容をご確認ください。
- このパンフレットは、この保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、弊社またはエイブルの月額補償プラン専用窓口までお問い合わせください。
- 他の保険契約等（共済を含みます。）がある場合には必ずお申し出ください。
- 事故が起こったときは、遅滞なく事故受付センターへお問い合わせいただくかインターネット事故受付フォームよりご連絡ください。（左ページ参照）
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。

## ■保険の対象（保険をつけた物）の範囲

- ◆本プランの保険の対象は、『保険の対象を収容する住宅に収容されている生活用動産（家財）で、被保険者（保険の補償を受けられる方）が所有するもの』とします。
- ◆次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定のないかぎり保険の対象に含まれます。
  - 畳または建具等
  - 電気、ガス、冷房・暖房設備等のうち住宅に付加したもの
  - 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち住宅に付加したもの
- ◆被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）の所有する生活用動産で保険の対象を収容する住宅に収容されているものは、特別の約定のないかぎり、保険の対象に含まれます。

## ■共同保険契約について

この保険契約は右記の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券（加入者証）の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

引受保険会社名	引受割合
（幹事） ジェイアイ傷害火災保険株式会社	80%
（非幹事） AIG損害保険株式会社	18%
（非幹事） 損害保険ジャパン株式会社	2%

\*パンフレットは加入者証と合わせて大切にご保管くださいますようお願いいたします。



# ABLE Monthly Plan

Living Support Insurance



お問合せ先

エイブルの月額補償プラン専用窓口 (受付:株式会社エーシーサービス)

通話無料

**0120-881-812**

受付時間 10:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始は除く)

〈引受保険会社〉



〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10  
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階

AIG損害保険株式会社 (非幹事)  
損害保険ジャパン株式会社 (非幹事)

〈取扱代理店〉



株式会社 エーシーサービス (非幹事代理店)